

平成 30 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成31年3月

備 前 市 監 査 委 員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

平成31年3月

備前市監査委員 大 森 浩 二
同 星 野 和 也

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果及び意見	2

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年備前市監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

(1) 一般財団法人 備前市施設管理公社

（総合運動公園、伊部運動公園、浜山運動公園、三石運動公園、日生運動公園、日生武道場、吉永B & G海洋センター、吉永テニスコートに係る指定管理者）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年4月1日～21年3月31日

21年4月1日～26年3月31日

26年4月1日～29年3月31日

29年4月1日～32年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

（単位：円）

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
101,137,000	101,137,000	101,137,000	105,138,000	105,138,000

(2) 一般財団法人 備前市施設管理公社（日生温水プールに係る指定管理者）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成28年1月1日～28年3月31日

28年4月1日～29年3月31日

29年4月1日～30年3月31日

30年4月1日～31年3月31日

イ 指定管理料

（単位：円）

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
-	496,800	11,347,000	14,265,000	15,773,000

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑^{ひょう}突合、計算突合、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
平成30年11月21日(水)	一般財団法人 備前市施設管理公社	備前市役所

第7 監査の結果及び意見

1 審査の結果

(1) 一般財団法人 備前市施設管理公社に対するもの

一般財団法人 備前市施設管理公社（以下「公社」という。）が行っている、公の施設の管理に係る業務は、目的に沿ったものであり、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

(2) 所管課（社会教育課）に対するもの

市は、備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第256号）等に基づき、備前市内の都市公園の一部及び体育施設（以下「体育施設等」という。）の管理について、公社と指定管理契約を締結しており、30年度における指定管理料は計120,911,000円となっている。

指定管理者の選定に当たっては、原則として、公募するとされているものの、指定された指定管理者が一定の条件を満たした場合は、2回（期間3年間）まで再指定されることができるとされている。

また、体育施設等の管理に係る業務内容等については、「備前市総合運動公園、備前市伊部運動公園、備前市浜山運動公園、備前市三石運動公園、備前市日生運動公園、備前市日生武道場、備前市吉永B&G海洋センター、備前市吉永テニスコート 指定管理業務仕様書」及び「（備前市日生温水プール）指定管理業務仕様書」に定めるものとされている。

上記の仕様書において、市は、体育施設等の管理運用に必要な備品を公社に無償で貸し付けることとし、その内訳を備品一覧に示すこととしている。

しかし、市は、契約時に体育施設等の備品一覧を公社に示していなかった。また、同様に、仕様書で示すこととされている運動公園等指定管理者更新手続書についても作成していなかった。

なお、体育施設等の備品管理については、公社が独自の備品台帳を作成し、管理していた。

このように、市は、公社との契約に当たり、仕様書に定められた書類等を整備していないことは、適正を欠いており、是正する必要がある。

2 意見

公社に対する監査を実施したところ、施設の修繕方法やその協議について、市と公社の間で異なる説明が散見された。したがって、今後、両者において、協議等の結果について、記録を残すなどの対策を講ずる必要がある。

また、市は、公社から早期の修繕が必要な旨の報告を受けているにもかかわらず、その修繕が半年後になるなどの事態が見受けられており、市は、公社からの報告、要望等に対して真摯に向き合う必要がある。

公社が管理している施設は、昭和 38 年 12 月に建築されたものを筆頭に大半が昭和に建築されたものであり、経過年数も 20 年から 50 年前後と老朽化が進んでいる。平成 29 年 1 月に策定された「備前市公共施設等総合管理計画の基本的な方針」によると、日常的・定期的な点検や診断等を実施し、老朽化対策等に活かすとともに、維持管理、修繕等の実施は、事後保全ではなく、計画的に適正な処理を行うことで劣化・破損の拡大を防ぐ予防保全を行い、施設等の長寿命化を図ることとされている。

上記のことからも、限られた財源の中で体育施設等を安定的に運営していくために、将来に向けた中長期的な修繕計画を早期に作成する必要がある。